

(社) 腐食防食協会	執務 分類	細分類	通番	子番	管理 水準
執務文書番号	I	b	02	0	A3

会費規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人腐食防食学会（以下「本学会」という。）の定款第 10 条の規定に基づき、本学会の年会費に関する必要な事項を定める。

(年会費)

第2条 正会員及び学生会員の年会費は、以下のとおりとする。

正会員 10,000 円

学生会員 5,000 円

2. 特別会員の年会費は、以下のとおりとし、口数は特別会員の意思によって決めるものとする。

特別会員 一口 40,000 円

3. 名誉会員及び永年会員に対しては、正会員の年会費の納入を妨げないものとする。年会費を納めた上記会員は、正会員として取り扱う。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の 50%を当該年度の公益目的事業に使用する。

(年会費の納入方法)

第4条 会員は本学会事務局より毎年 12 月に送られる請求書に基づき、次年度の年会費全額を速やかに前納するものとする。

2. 学生会員は、請求書と同時に送られる書式に従って、次年度の会員資格の継続について事務局へ連絡するものとする。学生会員から連絡がない場合は、事務局より指導教員に学生会員の会員資格に関する問い合わせを行う。

3. 年会費の分納は原則として認めないものとする。

4. 年会費は、本学会事務局に現金で納入するか、または、本学会が指定する方法（コンビニエンス決済、クレジットカード決済、金融機関からの自動引き落とし及び本会指定の金融機関口座への振り込み）により納入する金融機関に振り込むものとする。会費納入に際し発生する金融機関への振り込みの場合、振込手数料は会員負担とする。

5. 前項の方法により納入する本学会の指定する金融機関に振り込む場合、特段の申し出が無い限り納入時に発行される振込金受領書をもって、領収書に代えるものとする。

(年度途中入会者の年会費)

(社) 腐食防食協会	執務 分類	細分類	通番	子番	管理 水準
執務文書番号	I	b	02	0	A3

第 5 条 新規の会員は、年度途中に入会した場合であっても、当該年度の年会費の全額を入会と同時に納入するものとする。

2. 年度途中に入会した会員については、当該年度の 1 月号からの会誌を、年会費の納入を確認した後、送付するものとする。

(特別会員の口数変更)

第 6 条 特別会員の年度途中での口数の変更は、原則認めないものとする。

2. 特別会員は、口数を変更する場合、変更を希望する年度が始まる前までに、書面もしくは電磁的記録により口数変更届を本学会事務局へ提出し、理事会の議決を経てこれを承認するものとする。

(年会費滞納者の取扱)

第 7 条 本学会定款第 13 条により、2 年以上にわたって会費を滞納したものは、会員としての資格を喪失する。

2. 本学会事務局は、毎年度 4 月末現在での会費滞納状況を理事会に報告する。
3. 本学会事務局は、毎年度 6 月末までに会費滞納者に対して督促状を送付する。
4. 前項の督促に対して、9 月末までに年会費の納入がなされない会費滞納者に対しては、10 月号からの会誌の発送を中止する。ただし、未納年会費が納入された場合は、その時点で、本学会事務局は当該会員に対して未送付会誌を一括送付する。
5. 本学会事務局は、2 年分年会費滞納者に対して、2 年度次の 6 月末までに資格喪失の通知状と再督促状を送付する。
6. 第 5 項の処置後、会費滞納分を支払ったものは、会員資格の復活を許可する。

(年会費の返還)

第 8 条 本学会定款第 10 条により、納入された年会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会及び社員総会の決議をもって行うものとする。

2. この規程は、本学会の年会費に関する事項であり、この規程に定めのない事項及びこの規程の実施に関して必要な事項は、会長が理事会の同意を得て定めるものとする。

平成 24 年 9 月 3 日制定

平成 30 年 2 月 26 日改訂

令和 8 年 2 月 20 日改訂